

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
1	簡易入力システム	導入作業・環境	事業所請求用PCに既に簡易入力システム(デモ版Ver.2)がインストールされています。今回電子請求受付システムと簡易入力システムをインストールする際、デモ版に関するアプリは削除する必要がありますか。また、削除方法は、デモ版マニュアルのP79を実行することでよろしいですか。	デモ版に関するアプリは削除してください。削除方法は、デモ版マニュアルのP79を参照し実行してください。
2	簡易入力システム	導入作業・環境	市町村が運営している事業所において、市町村の庁内LANにつながっているパソコンに簡易入力システムをインストールし、インターネット回線を利用して請求情報等の送受信を行うことは可能でしょうか。	環境がわかりませんので、明確な回答をすることができません。 一般的に、インターネットに接続可能であれば、問題ありませんが、インターネットの接続時にプロキシ認証をご利用の場合、請求時及び通知文書の取得時にプロキシ認証をするための設定が必要となります。 以下の手順に従って、設定を行ってください。 1. 《スタート》をクリックし、《マイコンピュータ》をクリックします。 2. 【マイコンピュータ】の画面が表示されるのでローカルディスク(C:)をダブルクリックします。 3. 開いた画面にあるフォルダを《Program Files》→《社団法人国民健康保険中央会》→《電子請求受付システムクライアント》の順にダブルクリックします。 4. 開いた画面の中にある《Set_Proxy_Auth1_config》をダブルクリックします。 黒い画面が一瞬表示されますが、問題ありません。 以上で設定は完了です。(特に確認画面や終了画面は表示されません) この設定を行うと、請求時及び通知文書の取得時にプロキシ認証の画面が表示されますので、通常Internetに接続する際に入力されているユーザ名とパスワードを入力してください。 (補足) プロキシの設定を戻したい場合は、同じフォルダにあります、《Set_Proxy_Auth0_config》をダブルクリックします。 設定時と同様に黒い画面が一瞬表示されます。以上で設定が初期に戻ります。
3	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムで請求データを作成した場合、請求1件のデータはだいたい何バイトくらいになりますか？	データ件数にもよりますが、一概には言えませんが、1件数Kバイトです。尚、今後、予告なしに変更する可能性があることを了承願います。
4	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	受給者台帳の支給決定情報の「1回あたりの最大提供量」では、2時間の場合「200」を入力しますが、0.5時間の場合は「050」と入力するのでしょうか。	簡易入力での入力は、2時間の場合「2」を入力します、0.5時間の場合は「0.5」を入力します。 送信ファイル上は、インターフェース仕様書のとおり、2時間の場合「200」、0.5時間の場合は「050」が設定されます。
5	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムの請求データ/実績記録票の入力で、提供年月の初期設定はどのようになっているのでしょうか。 10日までが前月、10日以降が当月の日付設定になっているのでしょうか。 毎月何日を境に提供年月の日付が変わるのでしょうか。	15日までが前月、15日以降が当月の日付設定になっています。 毎月15日を境に提供年月の日付が変わります。
6	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムにおいて、他システムのCSVデータの取り込み、送信する場合、基本情報設定メニューについては、どの基本情報の設定が必要(必須)でしょうか。	事業所情報の基本情報のみ設定が必要です。

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
7	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>基本情報設定、【市町村情報入力】画面にある項目について教えてください。</p> <p>1 有効開始日の設定はどの日付が妥当でしょうか。 また禁止される年月日はありますか。</p> <p>2 当初登録において有効終了日の設定は必要でしょうか。 また、入力が必要な条件はどのようなことを想定されておりますか。</p>	<p>1、有効開始日は簡易入力システムで請求情報の作成を開始する年月以前(2007/09/01以前)であれば問題ありません。</p> <p>2、有効終了日は未設定でも問題ありません。有効終了日を設定した場合は、簡易入力システムにおいて有効終了日まで該当の市町村番号が使用できます。 設定が必要な場合は、例えば市町村合併等により今まで使用していた市町村番号が使用できなくなる場合に、有効終了日を設定します。</p>
8	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>簡易入力システムの事業所登録をする際に、事業所情報(明細)の画面の上段中央に「基準該当事業所」という欄があり、「該当」「非該当」が入るようになっていますが、この欄は事業所情報(基本)を入力すると自動的に入るようになっているのでしょうか。 また、自動的に入る場合、何をキーにして「該当」「非該当」を判別しているのでしょうか。</p>	<p>事業所番号の左から3桁目の番号で判断しております。 左から3桁目の番号が「4」の場合は、基準該当事業所の事業所番号を表していますので、「該当」と表示されます。 それ以外の番号の場合は「非該当」と表示されます。</p> <p>参考までに、左から3桁目の数字はそれぞれ以下の事業所の区分を表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1: 指定事業所(GH・CH以外) 2: 指定事業所(GH・CH) 3: 相談支援事業所 4: 基準該当事業所
9	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>簡易入力システムにおいて、事業所が前月請求した請求明細情報を当月に月遅れとして再請求する場合、前月作成した請求明細情報を呼び出して、内容を修正し、修正した請求明細情報を当月請求分として請求することは可能でしょうか？</p> <p>また、可能な場合、請求明細情報の呼び出し、修正、請求情報作成、送信の方法・手順を教えてください。</p>	<p>可能です。</p> <p>仮に前月を9月、当月を10月として説明します。 請求明細書の画面で「情報照会」ボタンをクリックし、9月の提供年月の情報で修正が必要なものを呼び出して修正してください。 修正後、請求情報作成画面で請求年月日に10月の日付を入力し、請求情報を作成してください。 請求情報作成後、請求情報送信画面で請求年月に10月を入力して送信してください。 修正した9月の提供年月の請求情報も含んだ形で10月分の請求情報として送信されます。</p>
10	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>基本情報設定－受給者情報(基本)入力の画面において、障害程度区分を設定する項目がありますが、旧法施設の場合にA、B、Cの区分(旧障害程度区分)の選択ができません。 旧法施設利用の受給者の場合には障害程度区分は「なし」と設定してよいのでしょうか？</p> <p>※受給者情報(支給決定)の入力画面では、旧法施設関係の決定サービスコードを入力した場合には、旧障害程度区分を入れることができます。</p>	<p>受給者情報(基本)の入力画面では「なし」と設定してください。 受給者情報(支給決定)の入力画面で、旧法施設関係の決定サービスコードを入力した場合には、旧障害程度区分を設定してください。</p>
11	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>事業所が使用する簡易入力システムについて、明細書等を作成する前に「基本情報設定メニュー」で市町村や受給者の情報を設定することになると思いますが、市町村情報については、予め県内の市町村情報が入力されているのでしょうか？ それとも事業所側で全て入力しないといけないのでしょうか？</p>	<p>市町村情報は事業所側で入力していただく必要があります。</p>
12	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	<p>一事業所で複数の端末を使用する際、一台の端末に電子証明書と簡易入力システムをインストールし、その他の端末には簡易入力システムのみをインストールした場合、すべての端末で請求情報を入力・送信することはできますか。</p>	<p>複数台の端末で入力した情報を、1つの請求情報として取りまとめることはできません。また、請求情報を作成し送信するためには、端末に電子証明書と簡易入力システム、クライアントソフトウェアをインストールする必要があります。(接続確認では電子証明書は不要です)簡易入力システムのみインストールした場合は、請求情報の作成のみ可能です。</p>

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
13	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムで請求書の入力画面は、ありますか。 ない場合、請求書は、自動作成されますか。	請求書の入力画面はありません。請求明細書から自動作成されます。
14	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	事業所の本社が支社である事業所の請求を代理請求する際、現在使用している各事業所システムから請求データを作成し、本社がそのデータを取りまとめて簡易入力システムに取込み、請求することは可能でしょうか。(本社が一括して請求データを作るのではなく各事業所のシステムで請求データを作成します。)	支社と本社の事業所番号が異なる場合、ご質問のとおりの方法で請求することは可能です。この場合、簡易入力システムを利用して事業所番号単位に請求情報の取り込みと送信が必要になります。 支社と本社の事業所番号が同じ場合、支社で入力したデータを本社に集約し、本社側でデータを取り込み統合することができる、市販の事業所システムがあれば、統合後のデータを簡易入力システムに取り込み、送信することで実現可能です。 なお、簡易入力システムは、複数の端末で作成した請求情報を統合する機能はありません。
15	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	新規に事業所情報を登録する際に誤った事業所番号を入力した場合、修正の方法はあるのでしょうか。また事業所を削除することは可能なのでしょうか。	事業所情報を削除することはできません。
16	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムで、基本情報保守の基本情報設定メニューの受給者情報(基本)画面で、利用者負担上限月額の欄に、「所得区分」を入力しますが、事業所において何を見て入力するのでしょうか？ 実際、受給者証に「上限月額」の記載は有るが、所得区分の記載がない市町村がかなり存在します。	簡易入力システムでは「所得区分」は任意入力項目であるため、「所得区分」を必ず入力していただく必要はありません。 そのため、受給者証に記載が無い場合は「所得区分」を未入力としていただいても問題ありません。 また、入力した場合と未入力の場合とで簡易入力内の動作は変わりません。
17	簡易入力システム	機能仕様・操作方法	簡易入力システムで請求内容を入力し伝送した場合、伝送した請求内容を後日確認したい場合は、紙で印刷して残しておくしかないと考えてよいのでしょうか？	伝送した情報はシステム内部に残りますが、簡易入力システムにログイン後表示される「過去情報削除確認」画面で削除した場合は、確認できません。
18	簡易入力システム	その他	他システムで作成した請求データの取り込みの際、格納フォルダ内で、データを一定の順番に並べる必要がありますか？	簡易入力システムではファイル名によるデータの振り分けを行っておりません。 従って一定の順番に並べる必要もございません。 各データの内容(順番)はインターフェース仕様書(サービス事業所編)に準じて作成してください。
19	簡易入力システム	その他	他システムで請求データを入力するとき、ファイル内のデータの並び順は、インターフェース仕様書に準ずるということでしたが、インターフェース仕様書はどこで見られるのでしょうか。	WAM-NETで公開されています。 1.http://www.wam.go.jp/にアクセスします。 「WAM-NET」が表示されます。 2.上メニュー「行政資料」を選択し、左に表示されたメニューから「障害福祉」を選択します。 障害者福祉のページが表示されます。 3.表示されたページの中央の「障害者の福祉」という表の中から、「障害者自立支援給付システム」とかかれた内容を選択します。 インターフェース仕様書等の公開資料が表示されます。
20	簡易入力システム	その他	地域生活支援事業のインターネット請求におきまして、簡易入力システムでの、実績記録票の作成及び送付はできないのでしょうか？	地域生活支援事業は7月31日開催の担当者説明会で厚生労働省より説明があったとおり平成20年2月から連合会での受付開始となっております。そのため簡易入力システムは12月末ごろの提供の予定です。 なお、地域生活支援事業の実績記録票については、インターフェース仕様書にも規定されていないため、簡易入力システムでは作成できません。

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
21	電子請求受付システム	導入作業・環境	電子請求受付システムで、本番稼働までの間に連合会接続用として登録を行ったユーザIDは本番稼働前にクリアされてしまうのでしょうか。	ユーザIDについては本番前にクリアする予定はございません。
22	電子請求受付システム	導入作業・環境	社内LANを構築しており、ポートは80と443しか空けていないが、電子請求ができるか。また、ファイアウォールの設定などで、ほかに留意する点は無いか。	電子請求受付システムで利用しているポートは80と443です。よって電子請求受付システムを利用可能です。その他のファイアウォール等の設定は必要ございません。
23	電子請求受付システム	導入作業・環境	クライアントインストール時のユーザー権限について、アドミニストレータである必要があるか。	PowerUser以上である必要があります。
24	電子請求受付システム	導入作業・環境	「インターネットの手引き」や「障害福祉サービス費等のインターネット請求について」等に示されている、事業所のパソコン環境について、Windows2000(Service Pack4)を利用する場合、IE6.02(Service Pack2以降)をダウンロードし設定することは可能なのでしょうか。また、可能であれば、ダウンロード先等を教えてください。	申し訳ございません。 Windows 2000をご利用の場合、Internet Explorer 6.02 (SP1)の状態が最新となります。
25	電子請求受付システム	導入作業・環境	7月31日開催の担当者説明会資料P40に記載のあります処理スケジュールにおいて 1 口座情報提出・証明書発行申請～ID発行・送付 2 証明書発行依頼登録～証明書ダウンロード 3 ソフトウェアダウンロード・接続確認等の処理は、順を追って処理しなければならないのでしょうか。スケジュール上では、上記処理は各々行えるように思われます。 また、ソフトウェアのダウンロード、接続確認作業は、口座情報提出時から行えることとなっているようですが、各種登録を待たずにダウンロード及び接続確認は可能でしょうか。	1 口座情報提出・証明書発行申請～ID発行・送付 →連合会から事業所へテストIDが送付された時点で実施できます。 2 証明書発行依頼登録～証明書ダウンロード →項番1の証明書発行申請後、操作可能となります。 3 ソフトウェアダウンロード・接続確認等 →連合会から事業所へテストIDが送付された時点で実施できます。
26	電子請求受付システム	導入作業・環境	2007年9月26日よりWindowsXP SP2向けのInternet Explorer7が自動配信されるようになって聞いているのですが、伝送通信ソフト(保険者)及び簡易入カシステムについて早急な対応をする予定はないのでしょうか。 また、IE7.0にバージョンアップした場合、アンインストールを実施し、再度IE6のセットアップを行わないとエラーが発生すると思いますが、IE7.0の注意及びバージョンアップした場合の対処手順を文書(案)として提示していただけないでしょうか。	WindowsUpdateの自動更新により、Internet Explorer7がインストールされないようにするための手順を提示する予定です。 なお、IE7.0にバージョンアップした場合の対応について、下記のとおり検討しております。 ①IE7にバージョンアップしないよう、電子請求受付システムのHPに掲載する。 ②バージョンアップした際の対処手順を作成し、連合会へ送付するとともに、電子請求受付システムのHPに掲載する。
27	電子請求受付システム	導入作業・環境	事業所へテストID等を発行していますが、事業所のパソコンがWindowsVistaのため、簡易入カシステム等がVista対応となるまでの間、市町村へ紙で請求を行うということになりましたが、仮に半年後にVistaに対応された場合、現在発行しているテストID、本番ID及び電子証明書発行用パスワードを用いて、一連の手続きを行うことは可能(有効期間等があるのか)でしょうか。	現在発行しているID、各パスワードに有効期間はありません。事業所側でそれらの通知を紛失しないように注意をいただく必要はあります。
28	電子請求受付システム	導入作業・環境	代理人に請求事務を委託する事業所については、国保連合会に「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を提出する必要があると電子請求受付システム導入マニュアル(事業所編)、P17に記載がありますが、必要ないのではないのでしょうか。	代理請求を行う場合でも、給付費の支払は事業所になるため、口座情報の登録は必要です。そのため、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を提出して頂く必要があります。

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質問	回答
29	電子請求受付システム 導入作業・環境	信頼済みのサイト及びセキュリティの設定をしてあるが電子請求受付システムにおいて見積書画面が表示されません(ポップアップブロックされる)。以前、連合会職員向けに行われた操作研修ではポップアップブロックの設定作業がありましたが、事業所配布用の導入マニュアルにはその記載がないようですが設定は不要になったのでしょうか？また、どのようにすれば見積書画面が表示できるようになるのでしょうか。	ブラウザがデフォルトの設定のままであれば問題は発生しません。しかし、googleツールバーやセキュリティソフトのインストールによりブラウザ設定が書き換えられた結果、表示されない状況が発生しているようです。そのため、確実な手順が存在していないのですが、現在発生している症状としましては下記があり、それぞれ対応する必要があります。 ・信頼済みサイトとして登録しても、ポップアップブロックが行われる ・googleツールバーがインストールされており、それによりポップアップがブロックされている ・yahooツールバーがインストールされており、それによりポップアップがブロックされている なお、現在確認している現象とその対処方法については、電子請求受付システムのFAQに登録しております。
30	電子請求受付システム 証明書	事業所から電子証明書発行申請後、国保連合会において、登録等を行うこととなっていますが、登録等については、電子請求受付システムで行うこととなるのでしょうか。また、以下の2点について、「システム上の処理が行われる前であれば」できるとなっていますが、具体的にどのような処理を行う前なのか(どのシステムで、どの様なタイミングで行うか等)、教えてください。 1. 事業所が発行申請の取消依頼を行える期間について、国保連合会が証明書の発行依頼登録を行った後であっても、システム上の処理が行われる前であれば、申請の取消依頼を行うことができる。 2. 国保連合会が発行依頼登録または却下の取消を行える期間について、国保連合会で誤って発行依頼登録または却下を行った場合は、システム上の処理が行われる前であれば、管理者権限により、発行依頼登録または却下を取り消すことができる。	登録等の処理につきましては、電子請求受付システム上で行います。それぞれの回答は次のとおりです。 1. 申請の取消が行えるのは、電子請求受付システムで「証明書発行依頼」のバッチが実行されるまでとなります。 2. 発行依頼の取消については、1と同じ「証明書発行依頼」バッチが実行されるまで可能です。却下の取消については、「証明書却下」バッチが実行されるまで可能です。 参照:平成19年7月31日 障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会資料 P.45 (3) 証明書発行/失効に関連するバッチ処理スケジュール
31	電子請求受付システム 証明書	平成19年7月31日開催の担当者説明会資料のP69で「<<拇印>>」の値を電子請求受付システムに掲載されている拇印の値と比較し等しい確認する」とありますが、拇印の値は電子請求受付システムのどちらに掲載されているのでしょうか。	以下のURLに記載しております。 (事業所) https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/faq.html (連合会) 電子請求受付システムの連合会トップ画面より「FAQ」をクリック いずれもタイトルは「認証局証明書の拇印(フィンガープリント)を確認したい」
32	電子請求受付システム 証明書	7月31日開催の担当者説明会資料のP78に記載されている事業所欄に「1度も請求を行ったことがない場合」とありますが、ここでいう請求とは「給付費の請求」または、「証明書発行の請求」のいずれと考えればよいのでしょうか？	ここでは、給付費の請求を指しています。 給付費の請求を行っているか否かで、パスワードの再取得の方法が異なります。 ①一度給付費の請求を行っている場合 インターネットを介して「証明書発行用パスワード」の通知が可能です。 給付費の請求時に、請求情報と共に利用者の電子証明書が電子請求受付システムに登録されます。 証明書には利用者の公開鍵が含まれており、その公開鍵を利用して「証明書発行用パスワード」を暗号化することで、利用者の方に「証明書発行用パスワード」を通知することが可能となります。 ②一度も給付費の請求を行っていない場合 電子請求受付システム上に利用者の証明書が存在していないため、①で述べたように、公開鍵暗号方式を利用した安全なデータの送受信ができません。 従ってこの場合、新規登録時と同様に、連合会から郵送する必要があります。

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質 問	回 答
33	電子請求 受付システム	証明書	<p>電子証明書について、1つの事業所(もしくは代理人)に発行された電子証明書を複数のクライアントにインストールして各クライアントから、同一事業所(もしくは同一代理人)として利用することは可能でしょうか。</p> <p>可能です。 ただし、複数端末に同一の証明書をインストールして利用する際には、次の点に留意する必要があります。 1.証明書情報が外部に漏洩を防ぐため、管理者を設けて、証明書及び証明書発行用パスワードを管理してください。 2.証明書を更新する際には、ご使用になる全ての端末で更新してください。</p> <p>なお、このような運用はセキュリティ管理上、推奨できません。</p>
34	電子請求 受付システム	証明書	<p>電子証明書発行の請求書様式「振込み期限：発行日の翌月末日」の文言を別の文言に連合会で設定できますか。</p> <p>電子請求受付システム上の帳票は、全連合会統一のレイアウトです。 従って連合会ごとに設定することはできません。</p>
35	電子請求 受付システム	証明書	<p>現在代理人の証明書発行手数料は、請求書を発行し手書きにて振込用紙に内容を記載して振込みを行うようになっておりますが、この件について確認いたします。</p> <p>1 請求書を印刷する際に併せて振込用紙(A4サイズ)も印刷できるよう機能追加できないか。 2 1について追加できないのであれば独自にシステムを構築する予定であるが、テーブル等情報が開示されるのはいつでしょうか。 3 手書きの振込みの際による記載ミスや漏れ、桁数オーバーによる確認が完全にできない場合の対応等についての指針はあるのでしょうか。</p> <p>1.振込用紙を印刷できるように機能追加する予定はございません。 2.電子請求受付システムのテーブル等情報を公開する予定はございません。 3.請求IDは15桁のため、振込人名欄に入力する際に桁あふれが発生するという心配はありません。 手書きによる記載ミスが発生し入金登録待ちになっている場合は、代理人に振込明細書のコピーを送付していただき、振込日時等で確認する等の処理が考えられます。</p>
36	電子請求 受付システム	証明書	<p>事業所が、電子請求受付システムにて、電子証明書の発行申請をおこなった場合、当該事業所が「最終的に電子証明書をダウンロード・インストールできるようになる」までのおおよその期間をご教示ください。(連合会においても、発行依頼登録等の作業をおこないますので、これにも左右されると思いますが、標準的な期間を教えてください。)</p> <p>証明書発行依頼のバッチは日時で18:00に動作するようになっております。 (7月31日開催の担当者説明会資料 P45)参照 それまでに連合会で証明書発行依頼を行った証明書については、原則翌日取得可能です。</p>
37	電子請求 受付システム	証明書	<p>電子証明書のバックアップを取得することは、技術的に可能ですか？ 可能である場合、作業はどのようなものになりますか？ (ファイルのコピーといった感じになるのでしょうか？)</p> <p>セキュリティ的にはクライアントに証明書を残さないことが望ましいのですが、電子請求受付システムからダウンロードしたファイルをFD等の外部媒体に保存することは可能です。</p> <p>事業所側【証明書】画面から証明書をダウンロードする際に、「開く」ボタンをクリックするところで「保存」ボタンをクリックすることにより、ファイルに保存することが可能です。</p> <p>以下のドキュメントを参照してください。 「電子請求受付システム 導入マニュアル」 P44. 3.2.2. 証明書のダウンロード及びインストール</p>
38	電子請求 受付システム	証明書	<p>電子証明書の有効期限が切れてしまった場合は、有効期限内に請求した内容、およびその審査結果についても、有効期限が切れた日から見られなくなるのでしょうか。</p> <p>電子証明書の有効期限が切れた後であっても、簡易入力システム上では請求済の内容を参照することは可能です。</p> <p>また、審査結果については、証明書の有効期限切れを示す警告が表示されますが、秘密鍵自体は有効ですので、参照することは可能です。</p>

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質 問	回 答
39	電子請求 受付システム	証明書	<p>緊急避難的に媒体での請求受付を行った事業所に対しての結果一覧等について、</p> <p>①電子証明書が発行、導入されており、インターネット回線が接続できる状態になれば、インターネットから確認できるか。</p> <p>②電子証明書が発行されていない事業所に関してはどのように確認するのか。</p>
			<p>①請求情報を伝送以外で連合会に持ち込み処理を行った場合、事業所が通知文書をインターネット経由で確認することはできません。</p> <p>請求時に電子請求受付システムを介して連合会にデータが届かないため、途中の経路で現在利用可能な証明書を取り出すことができません。その結果、通知文書を暗号化して事業所に通知することができなくなるので、インターネット経由での確認はできません。この場合は、支払等システムで通知文書を印刷して、事業所に送付する必要があります。</p> <p>②①と同様です。電子証明書を発行されている、いないに関わらず、請求情報を伝送以外の方法で連合会に持ち込んだ場合は、通知文書は支払等システムで印刷し送付する必要があります。</p>
40	電子請求 受付システム	証明書	<p>県立の施設から、証明書の発行手数料と給付費との相殺が難しく、事前に請求書を発行して欲しいとの要望を受けてます。</p> <p>7月31日開催の担当者説明会資料P60には、受付管理サーバ機能に「B14請求書発行」の機能があるようですが、この機能を利用して10月までに直接事業所から発行手数料を徴収し、残高を消し込むことでも、11月支払分から相殺しない方法をとることは可能でしょうか？</p>
			<p>事業所向け請求書については、連合会にて発行可能とする機能を現在開発中です。この機能を利用することによってご質問の通り、給付費からの相殺を行わないようにすることが可能となります。9月中旬頃の提供を予定しております。</p>
41	電子請求 受付システム	証明書	<p>事業所が証明書のダウンロード・インストールを実施後に、PCの故障が発生した場合、もしくはPCの買い替えを行った場合には、「電子請求受付システム」より再度、ダウンロードは可能でしょうか？</p>
			<p>発行から6ヶ月はダウンロード可能です。6ヶ月以上経過した場合は、再発行申請が必要です。その場合も、証明書の有効期間内であれば、発行手数料はかかりません。</p>
42	電子請求 受付システム	証明書	<p>当事業所は2つの指定事業所を持っており、2つの事業所の請求を1台のパソコンで行いたいのですが、代理請求を行わず、各事業所毎に証明書を取得した場合、証明書をダウンロードする際に、それぞれの事業所の証明書であるという判断を行うことは可能でしょうか。（ファイル名等は異なるものになるのでしょうか）</p>
			<p>異なる事業所番号の証明書を同一端末にインストールしてご使用になる場合、簡易入力システムで請求情報を送信する際に、「証明書選択」画面で証明書を選択します。手順は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.簡易入力システムの「請求情報送信」画面で「送信」ボタンをクリックします。「ログイン」画面が表示されます。 2.電子請求受付システムの「ユーザID」と「パスワード」を入力します。「証明書選択」画面が表示されます。（「証明書選択」画面の発行先に事業所番号が記述されています。） 3.証明書を選擇後、「署名」ボタンをクリックします。「到達確認」画面が表示されます。 <p>（端末に1事業所分の証明書しか入っていない場合は、「証明書選択」画面が表示されません。）</p>
43	電子請求 受付システム	証明書	<p>証明書発行申請の請求書に振込み期限が発行日の翌月末日となっていますが、発行日とは、請求書の発行日ということでしょうか。また、振込み期限を過ぎると、連合会及び代理人において、どのような処理、手続きが必要となるのか、教えてください。</p>
			<p>発行日は、ご質問のとおり、請求書の発行日となり、請求書上に記載されています。また、振り込み期限を過ぎた場合、延滞料が発生するわけではありませんので、実際上はそのまま手続を進めていただいても問題ないと考えますが、振込の確認がとれるまで、代理人に対する証明書が発行されないこととなります。</p>
44	電子請求 受付システム	証明書	<p>電子請求受付システムにおいて、接続確認を行う場合、電子証明書を取得し、インストールしておく必要がありますか。</p>
			<p>接続確認において、電子証明書は必要ありません。</p>

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
45	電子請求受付システム	証明書	A事業所が、A事業所とB事業所の請求を行う場合 ①A事業所、B事業所ともに電子証明書の発行申請を行わない ②A事業所は国保連合会に代理人申請を行った上で、電子証明書の発行申請を行うという考え方でよいでしょうか。	考え方についてはご質問いただいた内容の通りです。補足いたしますと、 ②A事業所は A代理人として代理人申請を行ったうえで、A代理人で電子証明書の発行申請を行うことになります。
46	電子請求受付システム	証明書	事業所より、証明書発行申請を行ったが、記載に誤りがあったため、取り消しを行いたいとの連絡がありました。 この場合、事業所から取り消しを行うことはできるのでしょうか？ できない場合、連合会で取り消しの処理はどのように行うのでしょうか？	事業所からの取り消しは行えません。 連合会で証明書発行依頼を行っていない場合には、「却下」の処理ができます。 「却下」を行う場合には、却下理由を入力し通知することができるので、そこに事業所からの取り消し依頼である旨等の記載が必要と考えます。
47	電子請求受付システム	証明書	同一法人内の代理人請求を行う場合 代理人請求と同様に証明書発行手数料を振り込む必要がありますか。 もしくは、一つの事業所番号の介護給付費等から差し引き可能ですか。	代理人請求と同様に証明書発行手数料を振り込んでいただく必要があります。
48	電子請求受付システム	代理請求	代理人申請の様式の中の委任期間について、終了年月は必ず記入しなければならないのでしょうか？ また、委任期間に制限はあるのでしょうか？	委任期間の終了年月日については必須の項目ではありませんので連合会の運用により必要に応じて設定してください。電子請求受付システムへは無期限の設定も可能です。
49	電子請求受付システム	代理請求	初期台帳構築において、事業所へ既にテスト用ID／仮パスワードを発行した後に代理人申請があった場合、事業所及び代理人のID等の取扱いはどのようになるのでしょうか？	代理人に対してテストID及び本番用のIDの発行が必要です。また、発行済みの事業所用のテストIDはそのまま残り、本番用のIDも発行されます。委任状に記載されている委任期間以外は、事業所のIDで請求可能です。それ以降は代理人のIDによる請求しか受け付けません。
50	電子請求受付システム	代理請求	国保連合会で代理人の証明書発行手数料の入金確認等で使用できるような代理人情報(請求ID情報や事業所情報を含む)の一覧表やCSVデータ等は出力されるのでしょうか？ それとも請求書の写しを控えておく必要があるのでしょうか？	電子請求受付システムの「証明書一覧」画面で、証明書発行依頼を行っている事業所または代理人と、その状態を確認することができます。また、こちらに表示されている情報については、同画面にあります「一覧取得」ボタンを押していただくと、画面に表示された情報がCSVファイルで取得できます。
51	電子請求受付システム	代理請求	電子請求代理人登録結果に関するお知らせ(様式5-1)について、提示資料には、「テストID／仮パスワード、本番運用で使用するID／仮パスワードの2種類」とありますが、これは、内容の異なるお知らせが2枚同時に出力されるということでしょうか。それとも、場合によって、テストIDと本番運用で使用するIDが出力されるということでしょうか。	・代理人のテストID登録時 ・代理人の本番ID登録時に 各々「電子請求代理人登録結果に関するお知らせ」が発行されます。これらは ID/仮パスワードが異なるものです。そのため、代理人には両方の帳票を郵送していただく必要があります。
52	電子請求受付システム	代理請求	代理請求を行う場合、代理人から申請等に必要な書類を連合会に紙で提出されることとなりますが、申請に必要な各様式(様式4-1～4-5、様式6等)は、電子請求受付システム等、インターネットから取得できるのでしょうか。	こちらの資料は各連合会で正式版を作成するための雛形として提供しております。 この案で運用可能かを確認のうえ、必要に応じて追加・訂正を行い正式版としてください。また、あくまで案ですので電子請求受付システムからは取得できません。
53	電子請求受付システム	代理請求	① 導入マニュアル(事業所編)の中で、代理人委託事業所においても、P17で3.1.導入準備作業(★以外の部分)が発生するようになっており、P付-4においても、導入チェックリストがありますが、PCを所持してない場合などに代理請求を行うと考えますが、導入作業のためにPCが必要なのでしょうか？ ② また、内容にCD-ROMからインストールする場合とありますが、登録された事業所へCDが送付されるのでしょうか？	①代理人委託事業所に記載しているチェックリストは、FAQ、お知らせ等の機能を利用される場合を想定しています。 これらの機能を利用せず、すべて代理人に委託される場合には、PCは不要となります。 ②8月下旬に各連合会に対して、事業所向けのCDを配布しております。 登録された事業所への配布は連合会から送付されますようお願い致します。

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質問	回答
54	電子請求受付システム 代理請求	電子請求受付システムに代理人情報登録後、連合会にてダウンロードした「電子請求代理人登録結果に関するお知らせ」と「代理人情報ファイル」を開く時のパスワードについて、どのパスワードを使用するのでしょうか？	代理人の登録後、ダウンロードした職員のパスワードとなります。
55	電子請求受付システム 代理請求	請求及び受領に関する届の様式の中に「Eメール」と記載のある欄がありますが、事業所が請求及び受領に関する届を提出する際、この欄の記載は必須になるのでしょうか？ またEメールを記載した場合、事業所ではどのような情報（証明書発行通知のお知らせ等）をEメールで受け取ることができるのでしょうか？	<p>事業所でEメールを記載し連合会で登録すると、電子請求受付システムが自動で発行する以下のお知らせについて、メールでも通知されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達エラー通知 ・取下げ結果通知 ・返戻関連書類受信可能通知 ・支払通知書等受信可能通知 ・お知らせ到達通知 ・パスワード変更通知 ・IDロック通知 ・通知文書未取得通知（事業所・代理人） ・証明書発行申請却下通知 ・証明書発行完了通知 ・証明書失効通知 ・証明書期限切れ事前通知 ・証明書パスワード再発行通知 <p>また、上記以外にも連合会職員が「お知らせ」機能を利用して事業所へ通知した際に、その内容もメールで通知されます。</p>
56	電子請求受付システム 代理請求	電子請求受付システム代理請求申請書（様式4-2）に委託元事業所のユーザID（テスト用・本番用）の欄が設けてありますが、登録する際に委託元のユーザID（テスト用・本番用）を登録する必要があるのでしょうか？	代理請求の登録は、保守画面にて行いますが、その際に表示される項目が、事業所のユーザIDと事業所名となっているためです。ユーザIDから事業所を検索し、その事業所に対して、代理人を登録するイメージとなります。詳しくは操作マニュアル（国保連合会編）P98を参照してください。
57	電子請求受付システム 代理請求	指定事業所と地域生活支援で県指定の事業所番号と市町村が指定する地域生活支援事業の事業所番号が同一である場合、事業所としては1つの電子証明書を取得すれば代理人登録を行わなくても障害福祉サービスと地域生活支援事業両方の請求が可能であると理解してよろしいでしょうか。	指定事業所と地域生活支援で事業所番号が同一には設定されないものと考えます。 （インターフェース仕様書（共通編）平成19年5月版P13「10事業所番号」「11事業所区分コード」を参照） この場合、電子証明書を一つにするには、代理人の登録が必要となります。
58	電子請求受付システム 代理請求	A、B、C、Dの4事業所を持つE法人が、代理人登録を複数行うことが可能でしょうか。（AとBにかかると、CとDにかかると）可能な場合、同じ法人名でIDを2つ持つことになりませんが、登録処理の際、法人名を「E法人1」「E法人2」として処理するなど、なにか特別な対応が必要になるのでしょうか。	代理人登録を複数に分けて行うことは可能です。 IDが異なりますので法人名が同じであっても問題はありせん。 ただし、法人名を同一にした場合、運用上混乱が生じる可能性が考えられるため、識別可能な法人名を設定することをおすすめします。

電子請求受付システムに関するFAQ

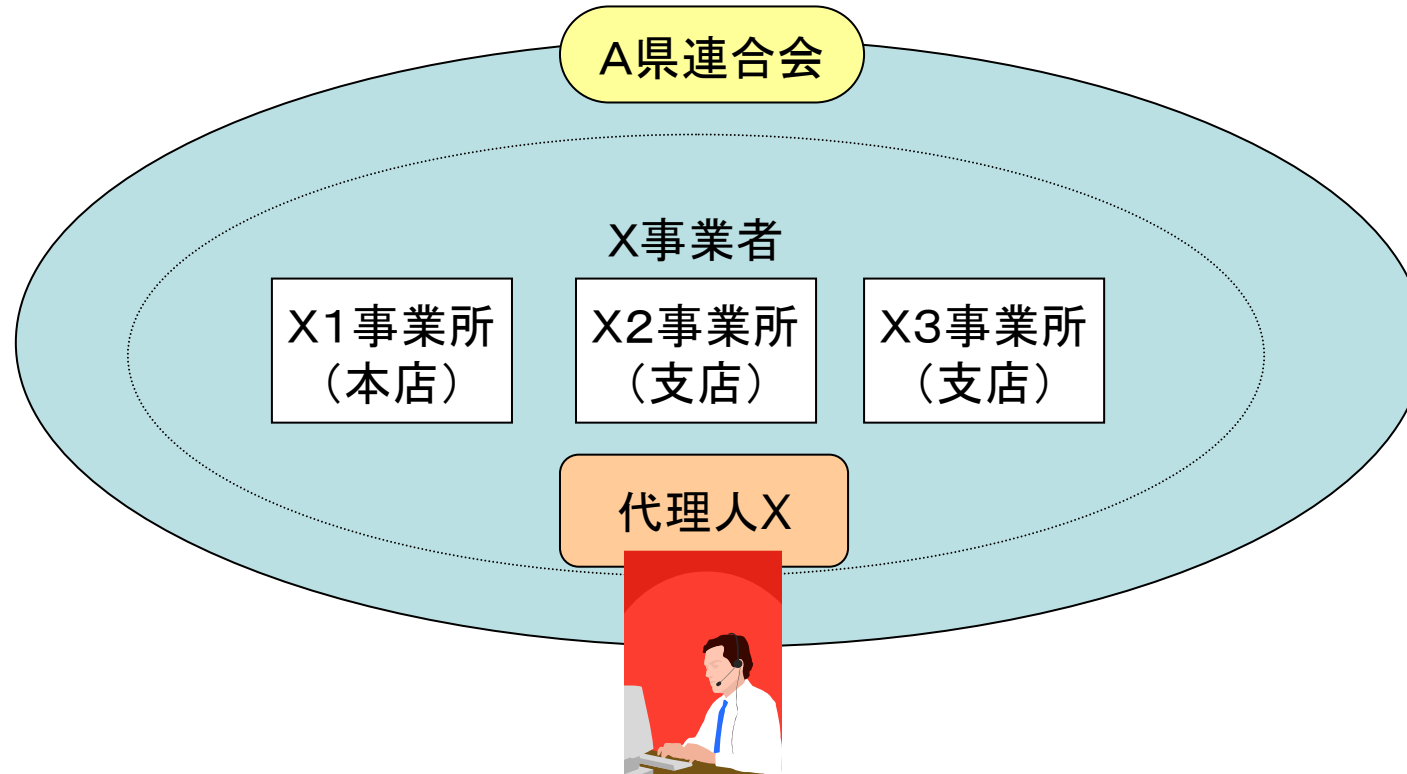
No	カテゴリ	質問	回答
59	電子請求受付システム 代理請求	<p>①代理人が既にA県の国保連合会において登録されている場合、B県においても改めて代理人として登録する必要はあるのでしょうか？ また、登録する必要がある場合、使用する申請書について、「様式4-1登録申請書(新規)」と「様式4-2請求申請書(新規・変更・委任期間変更)」のいずれも提出が必要になるということよろしいでしょうか？</p> <p>②A県で既に登録されている代理人であれば、B県では証明書の発行及びその手数料は必要ないということになるのでしょうか？</p> <p>③全国展開の事業所であれば、例えばA県にある本社が一括して請求することが考えられますが、その場合のB県における手続きの流れについて教えてください。</p>	<p>①代理人は都道府県ごとの登録が必要です。必要となる書類についても、ご質問の通り、通常の代理人申請に使用する書類の提出が必要となります。</p> <p>②代理人登録時に、登録画面にて「他県で登録済みの代理人を登録」を選んで登録することで、A県で発行済みの証明書をB県でも利用可能となります。したがって手数料は必要ありません。</p> <p>③ご質問の場合ですと、代理人登録はA県の代理人がB県へ登録の申請を行うこととなります。代理人登録業務については、通常の代理人と全く同様です。</p>
60	電子請求受付システム 代理請求	<p>①代理人については、「法人」と「個人」の区別がありますが、株式会社や有限会社、その他法人格を有していない団体が代理人になる場合は、「個人」という取扱になるのでしょうか？</p> <p>②①で「個人」として扱われる場合、申請書類に添付するものは「住民票」と「印鑑証明書」になるのでしょうか？</p>	<p>①ご質問の通りを想定しております。</p> <p>②「障害者自立支援におけるインターネット請求の手引き(案)」には、「住民票」と「印鑑証明書」を添付とありますが、運用に際しては連合会によるものと考えます。</p>
61	電子請求受付システム 代理請求	<p>障害児施設給付費について、今回登録した代理人IDで請求を行うことができるのでしょうか。</p>	<p>可能です。 障害児施設給付費を請求する事業所に対して、今回登録した代理人IDを代理人登録することで可能です。</p>
62	電子請求受付システム 機能仕様・操作方法	<p>事業所等のログインが3度失敗するとIDがロックされてしまうとのことですが、管理者のIDでも同様でしょうか？ その場合、すぐにシステムを使用する場合の対処法等を教えてください。</p>	<p>管理者のIDについても同様に3度ログインに失敗するとロックされます。 管理者IDがロックした場合は別の管理者権限のあるユーザIDを利用してロックを解除してください。 また、IDがロックされてから30分以上経過すれば、正しいパスワードを入力することでログイン可能となります。</p>
63	電子請求受付システム 機能仕様・操作方法	<p>テストID・仮パスワードを何回入力してもログインができません。 初回についても3回以上入力を間違えるとロックされてしまうのでしょうか？</p>	<p>初回についても、3回連続してパスワードを間違えた場合、ロックがかかります。 事業所のテストIDのロックを解除するためには、職員のIDもテストID(TSで始まるID)でログインする必要があります。</p>
64	電子請求受付システム 機能仕様・操作方法	<p>事業所がパスワードを忘れてしまった場合、「国保連合会へお問い合わせください」となっていますが、事業所のパスワードを確認する方法がわかりません。事業所のパスワードを確認することができるのでしょうか。確認する方法、また、対応の仕方について教えてください。</p>	<p>事業所のパスワードを確認することはできません。 この場合、本人確認を行った後、支払等システムから「仮パスワード」の再発行を行い、『電子請求受付システム登録結果に関するお知らせ[様式1-2]』を出力し、事業所宛てに郵送してください。</p> <p>参考資料 「障害者自立支援におけるインターネット請求の手引き(案)」P27 4.2 ID/パスワードを紛失した場合</p>

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ		質問	回答
65	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	仮パスワードから、本番パスワードに変更した後、この本番パスワードを忘れてしまった場合の対応を代理人、職員それぞれについて教えてください。	<p>代理人：代理人から連合会へ電話等で連絡があり、連絡を受けた後、電子請求システムの保守画面へログインし、代理人変更 でパスワードの再発行を行います。パスワード再発行後は、新規登録時と同様に郵送でお知らせするための帳票を出力し、郵送を行います。</p> <p>職員：電子請求受付システムの保守画面へログインし、職員変更のパスワード変更を行います。</p> <p>なお、職員の登録を1名分しか行わず、登録した職員のパスワードを忘れてしまった場合、パスワードの変更ができなくなりますので、複数名の登録を行ってください。</p>
66	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	電子請求受付システムに請求データ送信を行った場合、到達確認画面にて、正常に到達できたか、エラーとなったか確認できますが、エラーになった場合、同データは受付センターに受け付けられず、事業所が正常データを送信しない限り、連合会のシステムにデータが受け付けられないのでしょうか？それとも、エラーの内容によっては、エラーメッセージが表示された場合でも、受付センターにデータが受け付けられ、連合会のシステムに取り込むことができるのでしょうか？もし、後者の場合は、どのエラーの場合、取り込まれるのでしょうか？	到達確認画面にて、エラーとなっている場合、同データは受付センターに受け付けないため、事業所が正常データを送信しない限り、連合会のシステムにデータを取り込むことはできません。
67	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	請求及び受領に関する届けに記載のEメールについて、電子請求受付システムからのお知らせをメールで受信する場合に記載とありますが、 ①「メールで受信」とは、メールソフトで受信するということですか。 ②「Eメール」の記載がない場合は、電子請求受付システムからのお知らせを確認することができないということでしょうか。何か別の方法で通知がされるのでしょうか。 ③「Eメール」の記載の有無により、国保連合会の業務に何か違いが生じるのでしょうか。 ④「Eメール」は携帯電話のアドレスでも受信可能ですか。	<p>①ご質問の通り、メールソフトで受信することになります。</p> <p>②事業所・代理人がログインした後に表示される「お知らせ」にも掲載されます。</p> <p>③国保連合会での業務に違いはありません。</p> <p>④内容としてはテキストのメールですので受信可能ですが、携帯の機種により文字数制限があるため推奨はできません。</p>
68	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	電子請求受付システムの流れについて質問があります。 ①形式チェックは受付管理サーバで処理されるバッチ処理『到達』にて行われるのでしょうか？また、事業所側のステータスが『到達』になるのは送信から約5分後 でしょうか？ ②請求取下げの際、受付管理サーバで処理されるバッチ処理『請求取下げ』が完了した時点で、アダプタサーバ(もしくは連携サーバ)に存在する請求情報が取り下げられ、事業所のステータスが『到達／取下げ済み』となるのでしょうか？請求取下げのステータスが変更になるのは送信から10分後 でしょうか？	<p>①形式チェックは、簡易入力システムとの連携時に行われます。そのため、事業所では送信結果の確認画面でエラーとなったかどうか即時にわかります。</p> <p>②質問いただいたとおり、各所のステータスが変更されます。取下げのステータスが変わる時間は、バッチ処理のためにタイミングによって前後しますが、10分程度となります。</p>
69	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	電子請求受付システム(事業所)において設定したパスワードの有効期間は何日間となるのでしょうか。	事業所・代理人のログインパスワードの有効期間は180日です。
70	電子請求 受付システム	機能仕様・操作方法	電子請求受付システムにログインせずに見られるお知らせと、ログインしないと見れないお知らせの違いを教えてください。	ログインせずに見られるお知らせは、メンテナンス等、特定の事業所に関わらないお知らせ(主に中央会発信)になります。ログインしないと見れないお知らせは、事業所個別のお知らせ(主に連合会発信)になります。また、証明書発行通知等、システムで発行されるお知らせもログインしないと見れないお知らせになります。
71	電子請求 受付システム	その他	「国保中央会電子請求ヘルプデスク」の電話がつながり難いのですが、改善の目処を教えてください。	ご不便をおかけして申し訳ありません。9月20日から9月25日を目処に、順次、オペレータと回線の大幅増強を予定しております。

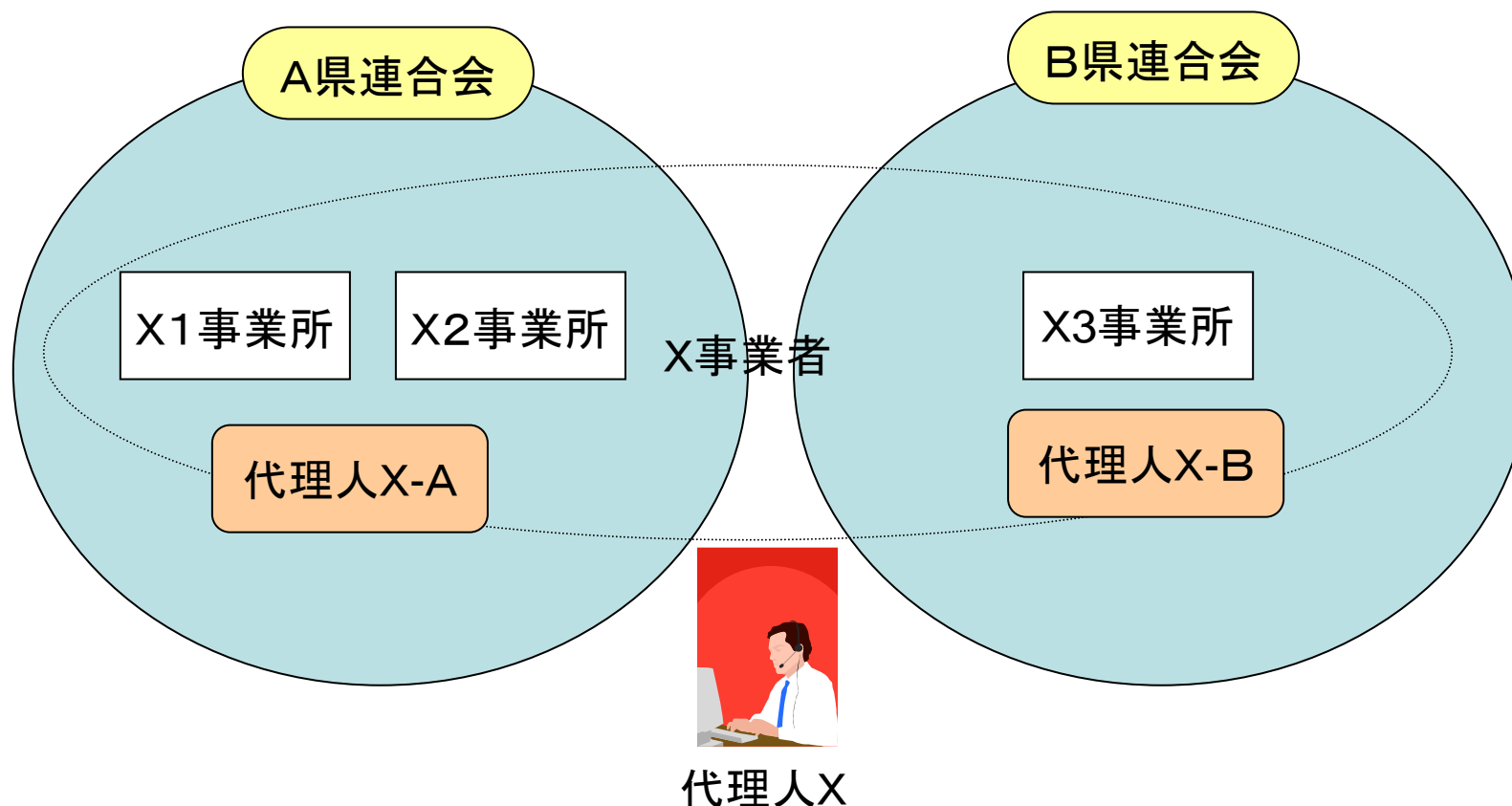
代理人の申請パターンについて

同一事業者のケース



- ・代理人Xの申請(委任事業所:X1、X2、X3) ⇒A連合会へ
- ・代理人Xの証明書取得 ⇒A連合会へ
- ・代理人Xの請求(委任事業所:X1、X2、X3) ⇒A連合会へ

複数県またがりのケース(同一事業者)



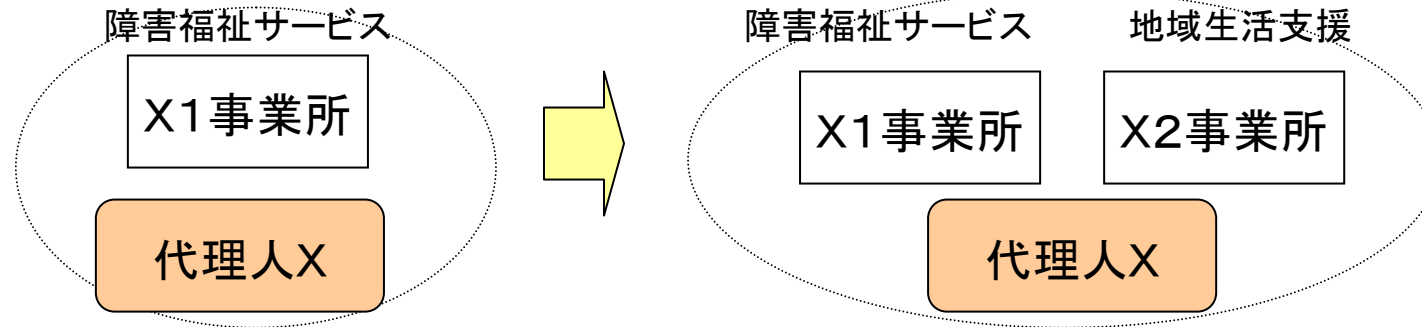
- ・代理人X-Aの申請(委任事業所:X1、X2) ⇒A連合会へ
- ・代理人X-Bの申請(委任事業所:X3) ⇒B連合会へ
- ・代理人X-Aの証明書取得⇒A連合会へ ※代理人X-Bは、証明書発行申請不要
- ・代理人X-Aの請求(委任事業所:X1、X2) ⇒A連合会へ
- ・代理人X-Bの請求(委任事業所:X3) ⇒B連合会へ

開始時期が異なる場合

2007年10月時点

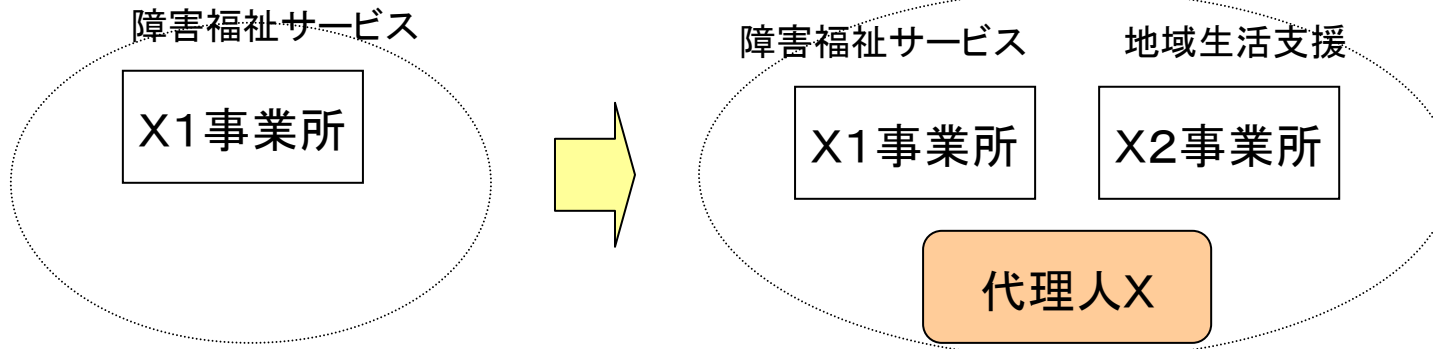
地域生活支援開始時点

【後で委任事業所を追加する場合】



委任事業所X2の追加(代理請求申請書を新規で申請)

【後で代理請求に切り替える場合】



代理人Xの申請(委任事業所X1、X2)、代理人Xの証明書取得

※ X1事業所の証明書は、使用不可
証明書発行手数料は、2件分必要